

平成26年度税制案内等

平成26年9月18日

.相続税改正

平成27(2015)年1月1日より基礎控除が引き下げられます。

	現 行	改 正 後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円 × 法定相続人数	600万円 × 法定相続人数

基礎控除引き下げのイメージ



.ふるさと納税

- ✓ 地方自治体に寄付をした金額についてほとんど全額を所得税等から控除できる制度です。(2,000円は自己負担になります。確定申告が必要です。)
- ✓ 地方自治体によっては、一定額以上(通常1万から5万円程度)の寄付をした場合にその産地の特産品等の御礼が届きます。
- ✓ 寄付する自治体はそれぞれ任意に決めることができます。

.その他

- ✓ ホームページ作成
- ✓ 保険の見直し

～連絡先～

河合通雄税理士行政書士事務所

岐阜市萱場南1丁目9番13号

(058)231-9709 : fax (058)294-6054

E-mail: info@kawaitax.jp

URL: <http://www.kawaitax.jp/>